

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-119号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(昭和56年3月新潟県人事委員会規則第2-43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1) <u>会計年度任用職員</u> の任免に関すること。 (2)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア (略) イ <u>修学部分休業及び高齢者部分休業</u> ウ・エ (略) (8)～(34) (略)	(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免に関すること。 (2)～(6)の5 (略) (7) 事務局職員の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア (略) イ 修学部分休業 ウ・エ (略) (8)～(34) (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。